

平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案要綱

一 平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定すること。

二 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 4 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 5 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 6 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等